

答 申 第 9 8 号  
令和6年6月26日

青森県公安委員会 殿

青森県情報公開・個人情報保護審査会  
会 長 森 雄 亮

青森県情報公開条例第17条第1項の規定による諮問について（答申）

令和5年9月19日付け青公委第57号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

十和田警察署長の事務引継書についての開示決定処分に対する審査請求についての諮問

答 申

**第 1 審査会の結論**

青森県警察本部長（以下「実施機関」という。）が行った開示決定は、妥当である。

**第 2 諮問事案の概要**

1 行政文書開示請求

審査請求人は、令和 5 年 7 月 11 日、実施機関に対し、青森県情報公開条例（平成 11 年 12 月 青森県条例第 55 号。以下「条例」という。）第 5 条の規定により、「十和田警察署々長の事務引継書（最新のもの）」について、行政文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

実施機関は、本件開示請求に係る行政文書（以下「本件行政文書」という。）として、「事務引継書（令和 5 年 3 月 6 日付け十和田警察署長）」（以下「本件対象文書」という。）を特定した上で開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、令和 5 年 7 月 24 日、審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、令和 5 年 8 月 31 日、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条の規定により、本件処分を不服として、実施機関の上級行政庁である青森県公安委員会（以下「諮問実施機関」という。）に対し、審査請求を行った。

**第 3 審査請求人の主張要旨**

1 審査請求の趣旨

開示しない部分（事務引継書の、下記の事項の詳細が記載されていない）の開示を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書等によると、おおむね次のとおりである。

#### (1) 審査請求書

青森県警察本部長の事務引継書は、開示請求に係る開示しない部分が、記載されている。

よって、開示しない部分の決定処分は不当であり、本件開示請求に係る開示しない部分（事務引継書の、下記の事項の詳細）の開示を求める。

#### (2) 反論書

「警察署長の事務引継書については、青森県警察署処務規程（昭和33年9月青森県警察本部訓令甲第30号）第38条第1項第1号の規定に基づき、警察署の実情を踏まえ、任意の様式で作成することとされている。」とある。

上記規定がどの様なものかは判らないが、本来反論弁明するのであれば、規定全文を添付すべきである。作成年が昭和33年とあり、社会情勢の変化に対応したものか判らない。

「～全部開示とした原処分は、正当である。」ともある。

何を示して「正当」と言うのか漠然としている。

審査請求人は、審査請求書に記載した通りである。理由は述べている。

よって、審査請求人は、審査請求の趣旨及び理由に述べたとおり、本件処分は不当であり、審査請求の趣旨記載の開示を求める。

## 第4 実施機関の説明要旨

### 1 本件処分の理由

実施機関が主張する本件処分の理由は、弁明書によると、おおむね次のとおりである。

#### (1) 本件処分の決定理由

警察署長の事務引継書については、青森県警察署処務規程（昭和33年9月青森県警察本部訓令甲第30号）第38条第1項第1号の規定に基づき、警察署の実情を踏まえ、任意の様式で作成することとされている。

実施機関は、審査請求人からなされた本件開示請求について、A4判1枚による本件対象文書を特定し、当該文書を全部開示する決定をしたものである。

#### (2) 本件処分の正当性

審査請求人は、開示請求をする行政文書に「十和田警察署々長の事務引継書（最新のもの）」と記載しており、実施機関では、前述のとおり本件対象文書を特定した上で、存在する全てを開示していることから、条例第11条第1項の規定により全部開示とした原処分は、正当である。

### (3) 審査請求人の主張に対する意見

審査請求人が申し立てる「青森県警察本部長の事務引継書」は、文書の作成日等が明らかでないためその文書は定かではないが、一般論として、実施機関で保有する行政文書について、開示請求に基づき一部開示する場合、条例第11条第1項の規定に基づき、不開示とした部分とその理由を明記した上で、書面により回答しているところである。

審査請求人は、開示しない部分の開示を求める旨主張するが、本件行政文書はそもそも全部開示したA1判1枚のみであり、引継事項に関する詳細は口頭で行われており、青森県警察公文書管理規程（平成26年3月青森県警察本部訓令第5号）第10条に規定する行政文書の作成義務の趣旨に照らしても、引継事項の詳細を書面としていないことは、当該規程に何ら反するものではない。

よって、審査請求人の主張には理由がない。

## 2 当審査会からの質問事項について説明した書面

- (1) 本件対象文書の保管状況については、十和田警察署警務課事務室内のキャビネットに保管している（本件対象文書の保管状況を撮影した写真を添付）。
- (2) 本件対象文書に記載されている項目について内容を示す文書はない。

## 第5 審査会の判断理由

### 1 条例の基本的な考え方について

条例は、県民の県政についての知る権利を尊重し、行政文書の開示を請求する権利につき定めたものであり（第1条）、条例では、「実施機関は、行政文書の開示を請求する権利が十分に尊重されるように、この条例を解釈し、及び運用しなければならない。」と定められている（第3条）。

この趣旨から、当審査会は、「原則開示」の理念に立って条例を解釈し、本件処分が妥当か否かについて、諮問事案の内容に即し、個別、具体的に判断するものである。

### 2 本件対象文書以外の本件行政文書の存否について

実施機関の説明は、警察署長の事務引継書については、青森県警察署処務規程（昭

和33年9月青森県警察本部訓令甲第30号)第38条第1項第1号の規定に基づき、警察署の実情を踏まえ、任意の様式で作成することとされているところ、実施機関においては本件行政文書として本件対象文書のみを作成しているというものである。

また、当審査会が諮問実施機関に本件対象文書の保管状況について説明を求めたところ、実施機関から本件対象文書の具体的保管状況の説明があったものの、本件対象文書の他に本件行政文書を保有している状況は見受けられず、また、本件対象文書に記載されている項目について内容を示す文書は見当たらなかった。

以上のとおり、本件対象文書以外の本件行政文書を保有していないとする実施機関の説明に特段不合理な点は見当たらず、その他本件対象文書の他に本件行政文書を保有していることをうかがわせるに足りる事情はない。

したがって、実施機関において、本件対象文書の他に本件行政文書を保有しているとは認められない。

### 3 結論

以上のとおり、実施機関が特定し、その全部を開示した本件対象文書の他に本件行政文書を保有しているとは認められないことから、本件処分は妥当である。

よって、第1のとおり判断する。

## 第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過の概要は、別記のとおりである。

なお、審査請求人から、令和6年2月20日付け書面をもって青森県情報公開・個人情報保護審査会条例(平成21年12月青森県条例第90号)第6条第1項の規定による口頭意見陳述の申立てがあった。そこで、当審査会は、同年3月6日付け書面をもって口頭意見陳述を同年5月31日に実施したい、出席できない場合は日程を調整する旨を所定の実施方法を付記して審査請求人に通知したところ、口頭により、審査請求人から日程の変更及び口頭意見陳述の実施方法の変更を求める申入れがあった。

当審査会は、上記各申入れについて協議した上で、審査請求人に対し、同年4月8日付け書面をもって同年6、7月中の2日を口頭意見陳述実施の候補日として示しつつ、同年4月24日までに出席可能な日時を事務局まで連絡してほしい旨、口頭意見陳述の実施方法の変更申入れに対する説明及び回答を付記して通知した。

そうしたところ、審査請求人から、同年5月20日付けで、口頭意見陳述の実施方法について、先の申入れ事項と同内容の事項について更に説明を求める書面が提出された。この書面には、審査請求人が出席可能な日時の記載はなく、口頭意見陳述の日程調整は当審査会の回答後である旨記載されていた。

以上のとおり、当審査会は、審査請求人に対し、同条例第6条第1項本文の規定により口頭意見陳述の機会を与えたが、日程調整に至らなかったことから、口頭意見陳述を実施しないこととした。

別記

審査会の処理経過の概要

年 月 日	処 理 内 容
令和5年9月19日	・ 諮問実施機関からの諮問書を受理した。
令和5年10月10日	・ 実施機関からの弁明書を受理した。
令和5年11月29日	・ 審査請求人からの反論書を受理した。
令和5年12月22日 (第153回審査会)	・ 審査を行った。
令和5年12月27日	・ 諮問実施機関に対し書面の提出要求を行った。
令和6年1月17日	・ 諮問実施機関からの書面を受理した。
令和6年1月25日 (第154回審査会)	・ 審査を行った。
令和6年2月20日	・ 審査請求人からの口頭意見陳述申立てについての書面を受理した。
令和6年2月22日 (第155回審査会)	・ 審査を行った。
令和6年3月6日	・ 審査請求人に対し口頭意見陳述の日程について通知した。
令和6年3月27日 (第156回審査会)	・ 審査を行った。
令和6年4月8日	・ 審査請求人に対し口頭意見陳述の日程について通知した。
令和6年4月26日 (第157回審査会)	・ 審査を行った。
令和6年5月20日	・ 審査請求人からの口頭意見陳述についての書面を受理した。
令和6年5月31日 (第158回審査会)	・ 審査を行った。
令和6年6月21日 (第159回審査会)	・ 審査を行った。
令和6年6月24日	・ 審査請求人に対し口頭意見陳述を実施しないことについて通知した。

(参考)

青森県情報公開・個人情報保護審査会委員名簿（五十音順）

氏 名	役 職 名 等	備 考
加藤 徳子	消費生活アドバイザー	
金子 輝雄	公立大学法人青森公立大学経営経済学部教授	
渋田 美羽	国立大学法人弘前大学人文社会科学部助教	
熨斗 佑城	弁護士	会長職務代理者
森 雄亮	弁護士	会長

（令和6年6月26日現在）